

海区便り

V o l . 5 1

はじめに

◎第294回（第20期第3回）隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、吉田、前田、矢田、濱田、亀谷、田中、小中、安部委員

欠席委員：升谷委員

開催日時：平成25年4月23日（火） 14：10～16：00

開催場所：隠岐郡隠岐の島町港町 JFしまね西郷支所 3階会議室

議題

1. 隠岐海区における漁業権の免許内容等の事前決定について（諮問）

平成25年9月に予定されている共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の一斉切替えにあたり、以前から漁場計画案について協議を行って来ました。このたび免許内容等の事前決定について、知事から諮問があり、当委員会において審議を行いました。併せて公聴会を開きましたが、公述人の出席はありませんでした。

委員からは、第一種共同漁業権の関係地区の範囲、定置漁業権などについて質問がありました。

《審議の結果》この諮問について、異議なしの答申をすることとなりました。

2. 隠岐海区漁業調整委員会指示の継続について（協議）

①沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について

本委員会指示は、隠岐の沿岸域におけるいか釣漁業の秩序を保つ目的で定められたものです。平成25年4月30日で有効期限が切れることから、指示の継続について協議を行いました。事務局より新たな指示案が示され、以下のような説明がありました。

・内容については前回の指示内容を引き継ぐもので、指示番号、会長名や指示有効期間が変わるだけである。

・新たな委員会指示の有効期間は、平成25年5月1日から平成28年4月30日までの3年間。

委員からは、電気設備等の使用制限の内容などについて質問がありました。

《協議の結果》本委員会指示は、異議なしとして継続することとなりました。

②つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について

本委員会指示は、つけ漁業保護のために他の漁業の操業及び遊漁の制限について定めたものです。平成25年5月31日に指示の有効期限が切れることから、指示の継続について協議を行いました。事務局より新たな指示案が示され、以下のような説明がありました。

・内容については前回の指示内容を引き継ぐもので、指示番号、会長名や指示有効期間が変わるだけである。

・新たな委員会指示の有効期間は、平成25年6月1日から平成28年5月31日までの3年間。

《協議の結果》本委員会指示は、異議なしとして継続することとなりました。

3. 隠岐海区沿岸いか釣・小型いか釣漁業の操業承認について（報告）

隠岐海区漁業調整委員会指示（沿岸いか釣・小型いか釣漁業の操業について）の平成25年度の操業承認状況および平成24年度漁期の状況について事務局より説明がありました。

・承認状況（平成25年4月22日現在）

	北海道	福井県	兵庫県	鳥取県	県内地元外船	合計
H23	0	0	7(1)	5(0)	3(0)	15(1)
H24	0	0	6(1)	5(0)	3(0)	14(1)
H25	0	0	6(1)	5(0)	4(0)	15(1)

※（ ）内は沿岸いか釣（5ト未満）の内数を示す。

・平成24年度漁期の状況

(1)漁獲実績：5隻、4.4トン、248万円（全て鳥取県船）

(2)取り締まり・指導実績：特になし

(3)操業上・調整上のトラブル：特になし

4. 島根県資源管理指針の変更について（報告）

資源管理・漁業経営安定対策にかかる島根県資源管理指針の変更について事務局より説明がありました。

[変更内容]

(1)島根県資源管理指針における漁獲統計に関するデータ・グラフの更新とそれに関連する記載の変更。

(2)「島根県小型底びき網漁業（機船手繰網漁業）包括的資源回復計画」、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」の2つの計画が平成24年3月末に終了したことに伴う記載の変更。

(3)「小型底びき網漁業構造再編対策事業」による減船事業は平成25年3月末で終了となるが、減船については今後も取り組むべき課題の1つであり、自主的な減船などが想定されることから資源管理措置の1つとして記載。

(4)島根県資源管理指針の第2の【漁業種別管理】の5. 定置漁業の（2）資源管理措置について、地区Bへ浜田を追加。変更理由は、浜田の定置漁業が操業している石見海域は、ヒラメにとって稚魚から成魚への育成の場として重要な海域となっており、浜田の定置漁業が重点的に取り組むべき資源管理措置を「漁獲物体長制限」、「種苗放流」とすることにより、ヒラメの小型魚保護および資源量の確保を図るため。

[指針変更等の予定]

4月 島根県資源管理協議会にて検討

4～5月 島根海区および隠岐海区漁業調整委員会に付議（報告）

4～5月 両海区が終了後、水産庁と協議、承認

委員からは、漁獲制限などについて質問がありました。

5. 島根県小型底びき網漁業（機船手繰網漁業）包括的資源回復計画の評価・総括について（報告）

資源回復計画に基づく資源管理は、平成23年度末で終了しましたが、その取組は平成23年度に導入された資源管理・漁業所得補償対策の下で、引き続き取り組まれています。都道府県が策定した「島根県小型底びき網漁業（機船手繰網漁業）」の資源回復計画の終了時の達成状況等の評価・総括について、事務局より説明がありました。

<評価・総括>

(1)計画の概要（資源回復計画公表：平成20年1月15日）

・計画作成時の資源の状況と回復の必要性 ・回復計画の目標 ・対象漁業

・計画期間 ・資源回復計画のために講じる措置

(2)取組の実施状況

・漁獲努力量の削減措置 ・資源の積極的培養 ・漁場環境の保全措置

(3)資源の水準・動向・目標の達成状況

(4)計画の評価・総括

・対象資源の維持・回復における効果 ・資源管理体制の維持・強化における効果 ・課題及び今後の対応

連絡先

隠岐支庁水産局内 隠岐海区漁業調整委員会事務局

Tel：08512-2-9669 Fax：08512-2-9674